

# 役員選挙について

## 第1章 選挙管理委員会

第1条 選挙管理委員は、各学級より男女を問わず1名選出し、選挙管理委員会を構成する。任期は1年。互選により、選挙管理委員長を選ぶ。委員長は委員会を総轄・運営にあたる。

第2条 選挙管理委員会は次の仕事をする。

- 1 選挙公示（選挙期間・立候補届出期間・立候補者の資格・立候補手続き・選挙の種別）
- 2 立候補の受付とその発表
- 3 立会演説等の管理・運営
- 4 選挙の投票・管理・開票
- 5 当選の確認とその発表
- 6 その他、役員選挙に必要な事項

## 第2章 立候補者及びその届出

第3条 浄心中学校の生徒なら、だれでも立候補できる。

第4条 会長の立候補者がいないときや、会長の立候補者1名以上かつ庶務の立候補者の人数を合わせた数が6名未満のときは、選挙管理委員会は、その期間を延長し、再公示しなければならない。

第5条 立候補届は直接本人が定められた期間内に届けなければならない。

## 第3章 選挙運動

第6条 直接、授業・その他の学校運営に支障をきたさない限り、選挙運動は自由とする。ただし、支障についての判断は、選挙管理委員会がする。

第7条 選挙ポスターは、選挙管理委員会から交付された用紙を用いる。

## 第4章 投票及び開票

第8条 当選者は、有効投票の最多数を得た者とする。得票数が同数の場合は、再度決選投票をする。

第9条 立候補者の数が、会長1名以上かつ、庶務が定員に満たずその人数を合わせた数が6名以上の場合、先に庶務に立候補した候補者の信任投票を行う。残りの庶務の枠は、会長選に落選した次点の候補者から順に、庶務での当選として埋めることとする。

第10条 無効投票は、次の場合とする。

- 1 指示された以外の記号を記載したもの。
- 2 だれに○印が記載されているか、はっきり認められないもの。
- 3 定められた数を超えて記載したもの。

## **第5章 補 則**

第11条 候補者が定員と同数の場合は、信任投票を行い、信任が投票総数の過半数をもって当選とする。

第12条 会長が欠員となったときは、庶務の中から新たな会長を選挙で選出する。他の執行部員が欠員となったときは、余す任期が2か月以上ある場合は、補欠選挙を行う。方法は定期選挙に準ずる。

第13条 選挙管理委員は立候補することができない。立候補した場合は無効とする。ただし、公示前に選挙管理委員をやめれば立候補できる。その際には、所属する学級の中から選挙管理委員の代理を立てなければならない。

第14条 選挙管理委員は推薦責任者になることができる。ただし、所属する学級の中から選挙管理委員の代理を立てなければならない。